

豊情個審答申第52号
平成31年(2019年)1月31日

豊中市長
長内 繁樹様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩川 茂

豊中市個人情報保護条例の規定に基づく自己情報部分開示決定処分について（答申）

平成30年8月20日付け諮問第44号により諮問を受けた豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「戸籍関係証明書交付請求書（郵送用）（平成30年5月9日分）」及び「戸籍関係証明書交付請求書（郵送用）（平成30年5月15日分）」に係る自己情報部分開示決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、平成30年6月14日、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し「2018.5.9付 戸籍関係証明書交付請求書（郵送用）」及び「2018.5.15付 戸籍全部事項証明、附票の全部写し 交付請求書」の2件の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、同年6月20日、本件開示請求に係る自己情報を「戸籍関係証明書交付請求書（郵送用）（平成30年5月9日分）」及び「戸籍関係証明書交付請求書（郵送用）（平成30年5月15日分）」（以下「本件自己情報」という。）と特定し、それぞれ「戸籍関係証明書交付請求書（郵送用）のうち、提出先、請求者の住所・氏名・生年月日・電話番号、委任状のうち代理人の住所・氏名等及び、続柄を証明する戸籍証明のうち発行年月日、発行番号については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」との理由を付して2件の自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年6月21日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対しそれぞれ2件の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、本件審査請求について、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第39条の規定に基づき審理手続を併合し、同年8月20日、条例第52条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分のうち、請求者の情報を不開示とした部分を取り消し、その開示を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書の記載内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 私自身の個人情報であるので知る権利がある。
- 2 (本件自己情報に請求者として記載されているであろう)相手方に、自分の住所等の情報を伝える予定であったが、拒否された。その際に私自身の情報を勝手に調べることはしないと相手方から了承を得ていたにも関わらず、調べられたので、どうしても知りたい。
- 3 今回請求者が必要なのは私自身の住所だけであるにも関わらず世帯全員の附票をとるという越権行為がみられるため、相手方を開示してほしい。
- 4 他の市町村では開示されているようである。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書の記載内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 審査請求人が開示を求めた本件自己情報のうち、請求者の情報は、開示することにより、審査請求人以外の特定の個人が識別され、また委任者がどの者に対して請求手続を委任したかという委任者の個人情報も明らかになるため、条例第20条第2号に規定する不開示情報に該当する。
- 2 審査請求人は、「私自身の個人情報であるので知る権利がある。」と主張するが、自己情報の開示・不開示の判断は、開示請求者の個別訴求事情に左右されるものではない。
- 3 「他の市町村では開示されているようである。」との主張については、具体不明につき叙述しない。
- 4 以上のことから、本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないため、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

第六 審査会の判断

- 1 本件自己情報について

本件自己情報は、平成30年5月8日及び5月14日に審査請求人の親族(当該親族の姉が死亡したことによる相続人の1人。以下「委任者」という。)から委任を受けた代理人である請求者が、戸籍法(昭和22年法律第224号)第12条の2より準用される同法第10条の2第1項に基づき豊中市に対して提出した、委任者の兄である審査請求人の父に係る改製原戸籍謄本についての「戸籍関係証明書交付請求書(郵送用)(平成30年5月9日分)」並びに戸籍法第10条の2第1項及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第20条第3項に基づき豊中市に対して提出した審査請求人に係る戸籍全部事項証明及び戸籍の附票全部についての「戸籍関係証明書交付請求書(郵送用)(平成30年5月15日分)」並びにその添付書類である委任状、代理人の本人確認書類の写し、他市で取得した続柄を証明する除籍謄本の写し等である。

なお、本件自己情報における請求者とは、委任者から戸籍関係証明書の取得に関し委任を受けて代理人として実施機関に対して請求を行った者であって、「戸籍関係証明書交付請求書（郵送用）」の「請求者」の欄に記載されたものをいう。

2 条例の基本的な考え方

条例は、実施機関の保有する自己情報の開示を請求することができること及び開示請求を受けた実施機関は条例第20条各号に規定する不開示情報に該当する場合を除き、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならないことを定めている。

条例第20条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」をそれぞれ不開示情報から除外している。

3 本件審査請求に係る条例第20条第2号該当性の判断

審査請求人が開示を求めている請求者の情報（戸籍関係証明書交付請求書のうち請求者欄の住所、氏名、生年月日、日中の連絡先及び印影、委任状のうち代理人欄の住所及び氏名並びに欄外の代理人の氏名及び印影、代理人の本人確認書類をいう。以下同じ。）は当該請求者の個人情報であるとともに、当該請求者を自らの代理人としたことに関しては、「当該代理人に委任した委任者」の個人情報でもあり、条例第20条第2号本文に規定する不開示情報に該当する。

次に、これらの情報が同号アからウまでに規定する情報に該当するか否かについて検討する。

まず、条例第20条第2号ア該当性については、委任者の代理人となるための要件を法令上特に限定していない戸籍関係証明書等の交付制度において、当該委任者である相続人が誰を当該証明書等の取得に関して代理人に立てるかという情報は、審査請求人が「慣行として」「知ることができ、又は知ることが予定されている情報」ということはできない。よって、請求者の情報は、当該代理人の識別情報であって、余人をもって通常は知り得ない情報であることから、条例第20条第2号アには該当しない。

また、請求者の情報は、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を与える性質のものではないから、同号イにも該当しない。さらに、当該情報は、公務員の職務遂行に

係る情報ではないことも明白であるから、同号ウにも該当しない。

以上のことから、請求者の情報は、条例第20条第2号に規定する不開示情報に該当するため、これを不開示とすることが相当である。

なお、審査請求人は、上記第四にあるとおり審査請求書において、自身の情報を勝手に調べることはしないと当時交渉していた相手方から了承を得ていたにも関わらず、調べられたので、どうしても請求者を知りたい旨や附票の交付に関して越権行為がみられるため、相手方を開示すべき旨等を主張しているが、これらの主張は、条例上情報の開示又は不開示について左右するものではないため、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のことから、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

平成31年（2019年）1月31日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 塩 野 隆 史